

News Release

平成 26 年 4 月実施の仕組改訂

若年層の「加入しやすさ」向上のため、予定利率変動型年金共済の仕組改訂等を実施！

J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 横井 義則）では、平成 26 年 4 月 1 日より、「予定利率変動型年金共済」、「傷害共済および賠償責任共済」、「団体信用生命共済」の仕組改訂を実施します。

I. 予定利率変動型年金共済

1. 仕組改訂の趣旨

平均余命が伸長することにより老後期間が長期化し、老後の生活資金準備の重要性が年々増加する傾向にあります。こうした社会環境の中、若いうちから計画的に老後の生活資金を準備することができるよう若年層の「加入しやすさ」を向上する仕組改訂を実施します。

2. 仕組改訂の概要

(1)最低加入年齢の統一(引下げ)

被共済者の最低加入年齢を、一律 18 歳とします。

(2)最低加入限度の引下げ

ア 共済金額の最低限度額の引下げ

共済金額の最低限度額を年額 12 万円から 6 万円に引き下げます。

イ 共済掛金の最低限度額の引下げ

共済掛金の最低限度額を月額 5,000 円から 3,000 円に引き下げます。

II. 傷害共済および賠償責任共済

1. 仕組改訂の概要

イベント傷害特約付傷害共済およびイベント賠償責任担保特約付賠償責任共済における包括契約について、中途解約・解除・消滅時の共済掛金の精算方法を、確定被共済者数に応じた精算方法に変更します。

2. 対象共済種類

- (1) 普通傷害共済約款 イベント傷害特約 包括契約に関する特則
- (2) 賠償責任共済約款 イベント賠償責任担保特約 包括契約に関する特則

Ⅲ. 団体信用生命共済

1. 仕組改訂の趣旨

住宅ローン等を巡る様々な実態に応えるべく、組合員・利用者の利便性向上に資する仕組改訂を実施します。

2. 仕組改訂の概要

連帯債務の債務者における団体信用生命共済の加入について、実際の債務の返済能力に対して柔軟に団体信用生命共済の保障割合を設定できるようにします。

3. 対象共済種類

団体信用生命共済契約（プロパー団信）

以 上